二八二番から二八四番まで
二八六番
五一〇四番
五一〇六番
五一一〇番
五一一三番
五一一四番一
字平野　五二四八番
五二四八番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡日高町大字志賀
字大谷　二五九番二　一号
二六三番　二号
五一〇三番一　三号
五一一四番三　四号
二三三番一　五号
二三三番三　六号
二三三番二　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畑峰峠谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡印南町大字樫川
字畑本　二六〇番二　一号から三号まで及び八号
二六二番一　四号から七号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷奥谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字田尻
字沢垣内　五二〇番一
五二〇番三
五二〇番五

**○国土交通省告示第一号**

広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年国土交通省・環境省告示第一号の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （主務大臣が指定する財産）<br>**第一条**　広域臨海環境整備センター法施行令（以下「令」という。）第五条に規定する主務大臣が指定する財産は、次の各号に掲げる施設の用に供される土地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地を除く。）とする。<br>一・二　［略］<br>（主務大臣が定める日）<br>**第二条**　［略］<br>一　前条各号に掲げる施設の用に供される土地が造成された埋立区域（公有水面埋立法第二条第二項第二号の埋立区域をいう。）について竣功認可の告示（同法第二十二条第二項の規定による告示をいう。）があった日（埋立区域の一部について竣功認可の告示があった場合における当該一部の埋立区域において造成された土地については、当該一部の埋立区域に係る竣功認可の告示があった日）から起算して十年を経過した日<br>二　［略］<br>2　［略］ | （主務大臣が指定する財産）<br>**第一条**　広域臨海環境整備センター法施行令（以下「令」という。）第五条に規定する主務大臣が指定する財産は、次の各号に掲げる施設の用に供される土地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は第七条第十四号イ若しくはハに規定する産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地を除く。）とする。<br>一・二　［同上］<br>（主務大臣が定める日）<br>**第二条**　［同上］<br>一　前条各号に掲げる施設の用に供される土地が造成された埋立区域（公有水面埋立法第二条第二項第二号の埋立区域をいう。）について竣功認可の告示（同法第二十二条第二項の規定による告示をいう。）があった日から起算して十年を経過した日<br>二　［同上］<br>2　［同上］ |

**○環境省告示第四十四号**

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十日

環境大臣　山本　公一

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

| 所在地 | 土地等 |
|---|---|
| 福島県双葉郡大熊町大字熊字旭台二百十二番一 | 原野 |
| 福島県双葉郡大熊町大字熊字旭台四百六十番三十八 | 山林 |
| 福島県双葉郡大熊町大字熊字旭台四百六十番四十 | 山林 |